特許庁が昭和四五年八日七日同庁昭和四三年審判第九、六六二号事件についてした 審決を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 原告

主文同旨の判決

二 被告

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

との判決

第二 原告の請求の原因

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和四二年七月一八日、特許庁に対し、別紙のとおり「SUNCRAFT」の英文字をゴシツク体で横書きした商標(以下「本願商標」という。)につき、商標法施行令第一条による商品の区分「第一三類手動利器」を指定商品として、登録の出願をしたが、昭和四三年一一月二〇日拒絶査定を受けたので、同年一二月二八日審判の請求をし、同年審判第九、六六二号事件として審理されたところ、昭和四五年八月七日審判の請求は成り立たない旨の審決(以下「本件審決」という。)があり、その謄本は同年九月二四日原告に送達された。

二 本件審決の理由の要点

本願商標の出願には、 「関係の出願には、 「大大大学、 「大大学、 「大学、 「

三 本件審決の違法事由

本願商標および引用商標の出願、登録の日、構成および指定商品に関する本件審決の認定は争わないが、本件審決は、つぎのとおり判断を誤つた違法のものであるから、取り消されるべきである。

英語の「CRAFT」の語は、工芸品という意味のほかに、手練、技巧、職業、組合、船など各種の意味をもち、他の語と組み合わされて任意の新語をつくる可能性があることは、AIRCRART(航空機)、CRAFTUNION(職業別6)あるいはCRAFTPAPER(クラフト紙)の例にみられるとおりであり、原告は、太陽の下を航海する船にかこつけ、明るい商売をする意思をほのめかし、寓意的新語として「SUNCRAFT」の語を創案したのであつて、それ自体の名前であるから、名前全体が一丸となつて自他商品を区別する力をもつのである前であるから、名前全体が一丸となって自他商品を区別する力をもつのである。本件審決のいうように「CRAFT」の語が、商品手動利器について工芸を施した意味で品質品位を表示する語として需要者に理解されているという事実

はなく、したがつて、本願商標を「SUN」と「CRAFT」に分離し、「SUN」の部分のみが自他商品の識別機能を有するとして、この部分のみを引用商標と対比し、両者は類似すると判断した本件審決は誤りである。

第三 被告の答弁

一 原告の請求の原因一、二の事実は認める。本件審決の判断は正当であつて、原告主張の違法はない。

「CRAFT」の語は原告主張の各種の意味をもつが、工芸または手芸の意味で世人一般に親しまれ普通に使用されている以上、工芸的な意匠が施されていることの多い洋食ナイフ、洋ばさみ等の商品を指定商品中に包含する本願商標に接する取引者、需要者は、その商品が手芸または工芸を施した商品であると認識し、理解するものであるといわざるをえない。したがつて、本願商標は、その採択の理由が原告主張のごときものであつても、商取引上「CRAFT」の語を省略して単に「SUN」(サン)印として認識され、「サン」の称呼および「太陽」の観念が生ずることは明らかである。

理 由

(争いのない事実)

一 原告の請求の原因一および二の事実(特許庁における手続の経緯および本件審決の理由の要点)は、当事者間に争いがない。

(本件審決の違法)

二 本件審決は、原告主張の点に判断を誤つた違法があり、取り消されるべきもの であること、以下説明するとおりである。

まず、本願商標を構成する文字は、S・U・N・C・R・A・F・Tの各欧文字が、同一書体、同一の大きさ、同一色彩および同一の間隔で、一連かつ一体に記載されており、外観上、各文字の結合は強く、全体を二つまたはそれ以上の部分に分離して観察するのを相当とするような要素は、何も存在しない。

離して観察するのを相当とするような要素は、何も存在しない。 また、右文字からなる本願商標を一つの語として機械的に発音する場合、わが国における欧語の普及の状態、とくに英語の普及の度合いからみて、「サンクラフト」の称呼が生じ、発音上「サン=クラフト」のごとく二つまたはそれ以上の部分に分離して称呼するのを相当とするような要素は、構成上何も存在しないといえる。

八二、甲第二号証および前記証人の証言によれば、本願商標は取引上「サンクラフト」の称呼のみを生じている実情にあることが認められるものである。

してみれば、本願商標の構成中の「CRAFT」の語は、近時わが国の意匠、エ 芸の専門家の間に好んで使用され、日常一般大衆の耳目に触れる機会も増加してい るとはいえ、まだ日本語と同程度によく認識理解され巷間に普通に使用されている というには程遠いものであるから、前記のように「語」としての一体性、簡潔性に 富む本願商標の構成全体から、「CRAFT」の部分は単に商品の品質、品位を表わすにすぎないとしてこれを分離除外し、残余の「SUN」の部分のみが識別機能を有すると判断することは正当でない。本件審決は、本来分離すべきでない本願商標の構成をあるてことさらに分離して引用商標と対比した結果、このような誤つた 判断をするに至つたものといわなければならない。 (むすび)

三、以上説示したとおり、本件審決は原告主張の点に判断を誤つた違法があるか ら、その取消しを求める原告の請求を正当として認容し、行政事件訴訟法第七条、 民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 三宅正雄 杉山克彦 楠賢二)

(別紙)

本願商標

<11672-001>